



秋田県公報

目次	ページ
----	-----

告示

生活保護法による介護機関の指定(一〇〇二・福祉政策課).....	1
生活保護法による指定介護機関の事業の廃止(一〇〇三・福祉政策課).....	1
結核予防法による指定医療機関の指定の辞退(一〇〇四・能代保健所).....	2
結核予防法による医療機関の指定(一〇〇五・能代保健所).....	2
保安林の指定の予定(一〇〇六・森林整備課).....	2

告示

大規模小売店舗の新設日、施設等の変更に関する届出(一〇〇七・商工業振興課).....	3
公告	
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民文化政策課).....	3
土地改良区の役員の変更の届出(仙北地域振興局農林部).....	4
物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)四件.....	4
選挙管理委員会告示	
選挙権を有する者の総数の三分の一の数(一五三).....	7

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	廃止年月日
さとつデンタルクリニック	佐藤 洋 司	仙北郡角館町田町下丁十一番一号	居宅療養管理指導	平成十六年十一月十五日
特別養護老人ホームシャイ ントピアみなせ	社会福祉法人みなせ福 祉会 理事長	雄勝郡皆瀬村川向字小野百八十八番地一	介護老人福祉施設	平成十六年十一月一日

秋田県告示第十二号
生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から事業の廃止の届出

があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。
平成十六年十二月二十一日
秋田県知事 寺 田 典 城

皆瀬村特別養護老人ホーム
シャイントピアみなせ

皆瀬村長

雄勝郡皆瀬村川向字小野百八十八番地

介護老人福祉施設

平成十六年十月三十一日

秋田県告示第千四号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退があつたので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の五第二項において準用する同条第一項の規定に基づき、告示する。

平成十六年十二月二十一日

秋田県知事 寺田典城

名称	所在地	辞退年月日
織田内科医院	能代市大町四三	平成十六年十二月四日

秋田県告示第千五号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令

秋田県告示第千六号

平成十六年十二月二十一日

秋田県知事 寺田典城

名称	所在地	指定年月日
織田内科医院	能代市大町四三	平成十六年十二月五日

秋田県告示第千六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定に基づき、告示する。

平成十六年十二月二十一日

秋田県知事 寺田典城

郡市	町村	(大字)	字	地番	全面積	保安林指定見込面積(ヘクタール)	指定の目的	指定実施要件	
								伐採種別	立木の伐採の方法
平鹿郡	山内村	土淵	小目倉沢	一の四 二の七 三三の六 三四の六 三四の一	五 四九四 一、五二三 五五三 四三、八一四 四五四	〇・六四五〇 〇・〇八九〇 〇・二三五〇 七・五〇七〇 〇・一一五〇	干害の防備 公衆の保健	伐採種別 標準伐期齢	立木の伐採の方法 間伐その他 特別の場 係合
"	"	"	"	"	"	"	"	主伐として伐採をすることができ、立木は、当該立木の所在する市町村に係る	(附属明細書のとおり)
"	"	"	"	"	"	"	"	に植栽の期間及び	(附属明細書のとおり)

（「附属明細書」は、省略し、農林水産部森林整備課及び平鹿地域振興局農林部並びに平鹿郡山内村役場に備え置いて縦覧に供する。）

〃	〃	〃	〃						
〃	〃	〃	〃						
〃	〃	〃	〃						
菅	〃	〃							
〃	生								
六七〇三	二二の八	七八の四	七七一						
七、二二三	七〇七	二、七二三	三、五四五						
二・一八九〇	一・八九四〇	〇・四一三〇	〇・三九九〇						
	二・一八九〇	〇・四一三〇	〇・三九九〇						
		一・八九四〇	〇・四一三〇						
		二・一八九〇	〇・三九九〇						
									市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとす

秋田県告示第七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十六年十二月二十一日

秋田県知事 寺田典城

一 届出事項の概要

- (一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
オリックス株式会社 代表執行役 宮内 義彦
東京都港区浜松町二丁目四番一号
- (二) 大規模小売店舗の名称及び所在地
グランマート手形店
秋田市手形休下町百二番地三外
- (三) 変更しようとする事項
駐車場の自動車の出入口の数
- ア 変更前 二か所
- イ 変更後 三か所
- 変更する年月日
平成十六年十二月十一日
- (四) 変更する理由
来客の利便性向上を図るため

二 届出年月日

平成十六年十二月九日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

- (一) 縦覧場所
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
秋田市役所 商業観光課
- (二) 縦覧期間
平成十六年十二月二十一日から平成十七年四月二十一日まで
- 四 意見書の提出先
秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課
- 五 意見書に添付する書面に記載すべき事項
意見書を述べる者の氏名及び住所
意見の対象となる大規模小売店舗の名称
意見を述べる理由

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十六年十二月二十一日
秋田県知事 寺田典城

一 申請のあつた年月日

平成十六年十二月六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人「ケアポートたかのす」

三 代表者の氏名

近藤 敏夫

四 主たる事務所の所在地

北秋田郡鷹巣町鷹巣字平崎上岱十三番地五十四

五 定款に記載された目的
 この法人は、高齢者や障害者等に対して、社会福祉に関する事業を行うとともに、公益法人としての特性を活かしながら、住民の福祉ニーズに柔軟に対応し、制度にないサービスの提供や開発に積極的に取り組み、安心して暮らせる地域づくりを支援し、住民の福祉向上に寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、秋田県仙北平野土地改良区から次のとおり役員の内出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。
 平成十六年十二月二十一日

退任理事の住所及び氏名
 秋田県知事 寺田典城
 大曲市新谷地字小萱場二十九番地 藤田 勉

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
 平成十六年十二月二十一日

秋田県知事 寺田典城

- 一 入札に付する事項
 - (一) 購入物品名及び数量
トラック競技速報表示器 一式
 - (二) 購入物品の仕様等
 - (三) 入札説明書及び仕様書による。
 - (四) 納入期限
平成十七年三月二十五日（金）
 - (五) 納入場所
秋田県立中央公園 県営陸上競技場
- 二 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。
- (一) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
- (二) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (三) 契約条項を示す場所等
- 三 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
秋田県出納局管財課（電話番号〇一八 八六〇 二七三八）

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
 秋田県の休日定める条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十六年十二月二十一日（火）から平成十七年一月五日（水）までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所
 平成十七年一月十四日（金）午前十時三十分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第六十條から第六十三條までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六條に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
 平成十六年十二月二十一日

秋田県知事 寺田典城

- 一 入札に付する事項
 - (一) 購入物品名及び数量

- (二) 円盤・ハンマー投げ囲い 一式
購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
納入期限
平成十七年三月二十五日(金)
- (四) 秋田県立中央公園 県営陸上競技場
納入場所
- 二 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。
秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (三) 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
秋田県出納局管財課(電話番号〇一八 八六〇 二七三八)
- (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日を含め、平成十六年十二月二十一日(火)から平成十七年一月五日(水)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所
平成十七年一月十四日(金) 午前十時四十五分
秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十條から第六十三條までに規定するところによる。
- 六 その他
- (一) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 入札の無効
規則第六十六條に規定するところによる。
- (三) 落札者の決定方法

- 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (四) 提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
- (五) その他
詳細は、入札説明書による。
- 物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十六年十二月二十一日
- 秋田県知事 寺 田 典 城
- 一 入札に付する事項
- (一) 購入物品名及び数量
光波距離測定装置 一式
- (二) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限
平成十七年三月二十五日(金)
- (四) 納入場所
秋田県立中央公園 県営陸上競技場
- 二 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。
秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (三) 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
秋田県出納局管財課(電話番号〇一八 八六〇 二七三八)
- (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日を含め、平成十六年十二月二十一日(火)から平成十七年一月五日(水)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所

平成十七年一月十四日(金)午前十一時
秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十一年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六條に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十六年十二月二十一日

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

陸上競技用インカムシステム 一式

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十七年三月二十五日(金)

(四) 納入場所

秋田県立中央公園 県営陸上競技場

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。

(一) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課(電話番号〇一八 八六〇 二七三八)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十六年十二月二十一日(火)から平成十七年一月五日(水)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十七年一月十四日(金)午前十一時十五分

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十一年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六條に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書

(五) に記載された必要書類等を提出すること。
その他
詳細は、入札説明書による。

選挙管理委員会告示

秋選管告示第百五十三号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第九十九条第二項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。

平成十六年十二月二十一日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

三分の一の数 八〇二

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)8766 F A X(0863)0005
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄